

余計指定原則の中国における運用の変化

——中国最高人民法院（2005）民三提字第1号判決を契機として——

梁 熙 艶*

抄 録 中国の法院は、特許制度の歴史が浅く、出願人又は代理人の明細書作成スキルがまだ低いという現状を考慮して、特許制度が発足した当初から、かつてドイツで認められていた不完全利用を裁判実務に取り入れる運用がされてきた。これを「余計指定原則」と称し、特許権者に十分な保護が図れるようにしてきた。しかし、余計指定原則を認めることは特許権の法的安定性にマイナスの影響を与えることになり、2000年頃より、中国のWTO加盟に伴う国際ハーモナイゼーションへの整合性をも考慮に入れて、中国の法院は、余計指定原則を認める要件を明らかにしながら慎重に運用する姿勢に変わり始めた。このような背景の中で、2005年8月22日に、中国最高人民法院は、（2005）民三提字第1号判決で、余計指定原則を特許侵害訴訟のクレーム解釈に安易に適用することには賛成できない、との立場を明確に表明した。この判決は、今までの中国の20年間の特許侵害訴訟に適用されてきた「余計指定原則」に対し、初めて最高人民法院の立場からその適用に慎重な姿勢が示された判決であり、今後の中国における余計指定原則の適用に重要な指導的役割を果たす判決になると予想される。

目 次

1. はじめに
2. 最高人民法院（2005）民三提字第1号判決
3. 今までの中国における余計指定原則の運用
 3. 1 特許制度が導入された初期段階
 3. 2 WTO加盟に向けて行われた法制度の調整段階
4. 本件最高人民法院判決の今後の中国における余計指定原則の運用への影響

1. はじめに

今までの中国の特許侵害訴訟では、特許制度の歴史が浅く、出願人又は代理人の明細書作成スキルがまだ低いという現状を考慮して、かつてドイツで認められていた不完全利用¹⁾を中国の特許侵害訴訟のクレーム解釈に適用してきた。それを「余計指定原則」と称し、特許侵害訴訟のクレーム解釈におけるいくつかの主な原

則の一つとして位置付けられていた²⁾。余計指定原則とは、クレームを解釈して特許権の保護範囲を確定する際に、独立クレームに記載されている明らかな付加的技術的特徴（即ち、余計な技術的特徴）を省いて、独立クレームに記載されている必要な技術的特徴のみに基づいて、その保護範囲を確定し、被疑侵害品が特許権の保護範囲に属すかを判断する原則である³⁾と定義されている。この余計指定原則は中国の特許侵害訴訟に適用されていることが、中国のクレーム解釈の特有な考え方として、日本にも紹介されている⁴⁾。

このような背景の中で、中国最高人民法院は、2005年8月22日に、（2005）民三提字第1号判決⁵⁾（以下、本件最高人民法院判決と略称）を下し、余計指定原則を特許侵害訴訟のクレーム解釈に安易に適用することには賛成できないと

* 三協国際特許事務所 中国専利代理人 LIANG Xiyan

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の立場を明確に表明した。この判決は、今までの中国の20年間の特許侵害訴訟に適用されてきた「余計指定原則」に対し、初めて最高人民法院の立場からその適用に慎重な姿勢を示した判決である。この判決は、最高人民法院民三庭が運営しているウェブサイト (<http://www.chinaiprlaw.cn>) に掲載され、今後の中国における余計指定原則の適用に重要な指導的役割（但し、日本の最高裁判決のような下級審を拘束する拘束力はない）を果たす判決になると報道されている。

本論文は、まず、本件最高人民法院判決の判旨を紹介し、次に、今までの中国における余計指定原則の運用について、特許制度が導入された初期段階（1984年から1999年）及びWTO加盟に向けて行われた法制度の調整段階（2000年から2005年8月）という二つの段階に分けて、それぞれの段階における運用例を概観し、最後に、本件最高人民法院判決の今後の中国における余計指定原則の運用への影響について検討する。

2. 最高人民法院（2005）民三提字第1号判決

(1) 事案の概要

再審申立人（被告，上訴人）：

大連新益建築材料有限公司

再審被申立人（原告，被上訴人；権利者）：

大連仁達新型壁体建築材料工場

(2) 本件実用新案

本件実用新案（登録番号ZL98231113.3）の独立クレーム1は、以下のように分説される。

- (A) コンクリート薄壁筒体部材であって、
 - (B) 筒管 (2) と、
 - (C) 筒管 (2) の両端管口をシールする筒底 (1) とを備え、
- (c1) 上記筒底 (1) は少なくとも二層以上の

ガラス繊維布 (1.2) から積層され、

(c2) 各ガラス繊維布層 (1.2) の間にはアルミ酸硫酸塩セメント無機接合剤又は鉄アルミ酸塩セメント無機接合剤 (1.1) によって接合され、

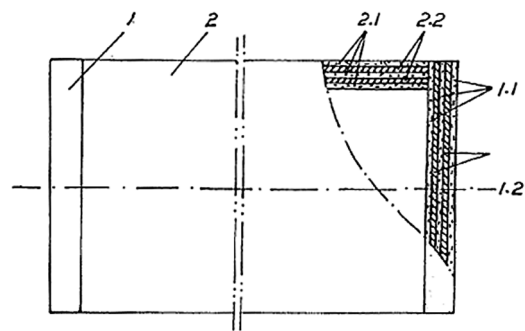
(c3) 筒底 (1) の両端面にもそれぞれアルミ酸硫酸塩セメント無機接合剤又は鉄アルミ酸塩セメント無機接合剤 (1.1) が覆われている、

同じく、

(b1) 上記筒管 (2) は少なくとも二層以上のガラス繊維布 (2.2) が積層され、

(b2) 各ガラス繊維布層 (2.2) の間にはアルミ酸硫酸塩セメント無機接合剤又は鉄アルミ酸塩セメント無機接合剤 (2.1) によって接合され、

(b3) 筒管 (2) のチャンバ内側及び外柱側にもそれぞれアルミ酸硫酸塩セメント無機接合剤又は鉄アルミ酸塩セメント無機接合剤 (2.1) で覆われている。



本件実用新案の図面

(3) 被疑侵害品

被疑侵害品もコンクリート薄壁筒体部材に関するもので、本件実用新案に比べて、①被疑侵害品の筒管壁層には二層のセメント無機接合剤間に一層のガラス繊維布が挟まれており、②筒底壁層にはガラス繊維布層が設けられていない。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(4) 争点

① 筒底壁層の構造は本件実用新案の必要な技術的特徴であるか。

② 被疑侵害品の筒管壁層に挟まれている「一層のガラス繊維布」は、本件実用新案の「少なくとも二層以上のガラス繊維布」と、均等な技術的特徴に属するか。

③ 本案において「謝罪広告」の適用は適切か。

前記争点②及び③は本論文のテーマから離れた内容であるため、以下では主に前記争点①に関する各審級の法院の判断について紹介する。

(5) 大連市中級人民法院（第一審）

被疑侵害品も筒管と筒管の両端管口をシールする筒底とを備え、本件実用新案の前述部分に記載されている構成要件を充足している。被疑侵害品の筒管壁層には二層のセメント無機接合剤間に一層のガラス繊維布が挟まれており、筒底壁層にはガラス繊維布層が設けられていない。これは、本件実用新案に記載されている筒管及び筒底の壁層構造と文言上において異なっている。しかし、本件実用新案の主要部分は筒管にあり、筒管壁層のセメント層間にガラス繊維布を挟む構造さえ採用すれば、筒管壁を硬くかつ薄くすることができ、さらにコンクリート部材のチャンバの容積も増やすことができる。このようなコンクリート部材によって建てられた建築の各階の層面の重量は大幅に軽減することができる。即ち、コンクリート部材のチャンバの容積の増加及び重量の軽減は主に筒管壁を軽く、薄くすることによるもので、筒底は単にセメントグラウトの滲入を防ぐ役割を果たすもので、本件実用新案において主要な役割を果たしていない。よって、筒底壁層の構造（c1、c2及びc3）は本件実用新案の必要な技術的特徴ではない。

(6) 遼寧省高級人民法院（第二審、終審）

第一審法院の認定には不適切な点がなく、第一審判決を維持する。

(7) 最高人民法院（裁判監督手続による再審） 判旨

（主に筒底壁層の構造は本件実用新案の必要な技術的特徴であるかに関する判示事項の抜粋）

まず、特許請求の範囲〔権利要求書〕の記載について、中国専利法実施細則第二十条、第二十一条に「特許請求の範囲は保護を求めている範囲を明瞭、簡潔に記述しなければならない（第二十条一項）、独立クレーム〔権利要求〕は、発明又は実用新案の技術方案を全体的に表し、発明又は実用新案が解決しようとする技術的課題に必要な技術的特徴を記載しなければならない（第二十一条二項）」との規定が定められている。

しかるところ、特許権者によって独立クレームに記載されている技術的特徴は、すべて必要な技術的特徴であり、技術的特徴の対比対象となり、無視されてはならないと認めるべきである。本法院は、所謂「余計指定原則」を特許侵害訴訟のクレーム解釈に安易に適用することには賛成できない。

次に、特許請求の範囲の役割の面からみれば、中国専利法第五十六条一項に「発明又は実用新案の保護範囲は、そのクレームの内容（terms of the claim）に基づいて定められ、明細書及び図面はクレームの解釈に用いることができる」と規定されており、特許請求の範囲は、特許権の保護範囲を確定する役割を果たすものである。公衆に発明又は実用新案を構成する技術方案が含まれているすべての技術的特徴を公示し、何を実施すれば特許権侵害になるかを公衆に明確に知らせ、よって、特許権者に有効な合理的保護を提供するとともに、公衆が自由に実施できる技術は何かを確認できるようにしてい

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

る。特許請求の範囲に記載されているすべての技術的特徴を全面的に十分に尊重すれば、社会公衆が特許請求の範囲の内容の予測不可能な変動による不確実性〔無所適従〕をなくすことができ、法的権利の安定性が保障され、特許制度の正常な運用及び価値実現が根本的に保証されることになる。

本件実用新案は、特許請求の範囲が一つの独立クレームだけであり、その独立クレームには筒底及び筒管の壁層構造がそれぞれ明確に定義されている。従って、再審被申立人の「筒底壁層の構造は本件実用新案の必要な技術的特徴ではない」という主張は、認めることができない。本件実用新案の独立クレームに記載されている内容はすべて必要な技術的特徴である。

本件実用新案の筒底壁層の構造に比べて、被疑侵害品はその筒底のセメント無機接合材料間にガラス繊維布層がない。よって、両者は明らかに異なっている。さらに、被疑侵害品は筒底のセメント無機接合材料間にガラス繊維布層が設けられていないのに対し、本件実用新案は筒底のセメント無機接合材料間に少なくとも二層以上のガラス繊維布が間隔を置いて挟まれている。両者は基本的な同一手段に属していない。よって、両者は均等な技術的特徴でもない。被疑侵害品の筒底の技術的特徴と本件実用新案の筒底の技術的特徴とは同一でもなく、均等でもないことから、被疑侵害品は本件実用新案の保護範囲に属さない、と認定できる。

3. 今までの中国における余計指定原則の運用

3.1 特許制度が導入された初期段階

中国特許制度の歴史は、厳密に言えば1984年4月1日より発足され、2005年で20年余りしかない⁶⁾。特許制度が導入されたばかりの1980年代から1999年当初、出願人又は専利代理人の明

細書を起案するスキルはまだ未熟なものであった。そのため、本来必要でない構成要件〔技術的特徴〕を独立クレームに記載してしまう可能性が特許制度の歴史の長い国に比べて高かった。専利代理人によるこのようなミスによって与えられる不利益から権利者を救うために、中国の法院は、特許制度が発足した当初から、かつてドイツで認められていた不完全利用を裁判実務に取り入れ、それを「余計指定原則」と称し、特許権者に十分な保護が図れるようにしてきた。その法的根拠は、中国専利法二十六条、専利法実施細則二十条、二十一条に定められている特許請求の範囲の記載要件にあるかと考えられる。特に、専利法実施細則二十一条二項では、「独立クレームは、発明又は実用新案の技術方案を全体的に表し、発明又は実用新案が解決しようとする技術的課題に必要な技術的特徴を記載しなければならない」と定められている。この記載要件は、日本特許法三十六条五項で定められている「特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない」とのクレーム記載要件と、異なっている。

日本特許法で定められている特許請求の範囲の記載は、①特許出願人が、自らの判断で、特許を受けることによって保護を求めようとする発明について記載するものであり、②そこに記載した事項は特許出願人自らが「発明を特定するために必要と認める事項のすべて」と判断した事項であると解することができる⁷⁾のに対し、中国専利法で定められている独立クレームは、その発明又は実用新案が解決しようとする技術的課題に基づき、欠くことのできない構成要件、即ち、必要な技術的特徴によって特定される。そして、クレーム解釈の場面においては、最高人民法院が公布した「特許紛争事案の審理

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

に適用される法律の問題に関する若干の規定（以下司法解釈2001（21号）と略称）」の17条1項では、「専利法五十六条一項にいう「発明又は実用新案の保護範囲は、そのクレームの内容（terms of the claim）に基づいて定められ、明細書と図面はクレームの解釈に用いることができる」とは、特許権の保護範囲は、クレームに明確に記載されている必要な技術的特徴によって確定された範囲を基準とし、その必要な技術的特徴と均等な特徴で確定されている範囲も含まれる」と規定されている。そのため、独立クレームに記載されている構成要件が必要な技術的特徴であるか否かに関しては、その発明又は実用新案が解決しようとする技術的課題に基づき客観的に判断されることになる。ある構成要件がクレームに記載されていたとしても、不必要な技術的特徴（非必要技術特徴）であると認められた場合、それを省いて解釈される余地は残されていた⁸⁾。従って、今まで、余計指定原則は、原告の特許権侵害を主張するための一つの攻撃手段として、中国の特許侵害訴訟においてしばしば用いられてきた⁹⁾。以下の事例は、1990年代に北京市高級人民法院が下した余計指定原則を適用して侵害を認めた典型的な事例である。この事例は中国の特許侵害訴訟のクレーム解釈に関する著書及び論文に多く引用されている。

「周波数スペクトル治療器」特許侵害事件¹⁰⁾

本件周波数スペクトル治療器の独立クレームには、(1)～(7)の構成要件が記載されている。被疑侵害品は、構成要件(7)（即ち、ステレオ音声再生システムと、音楽電流によるつば刺激機及びその制御回路）が欠けている。この構成要件(7)の効果に関し、明細書の詳細な説明に「治療機能を高めるために、本発明の周波数スペクトル治療器に音楽による治療装置が加えられている。この音楽治療装置を加えることによって、治療を受ける者が周波数スペクト

ル治療を受けるとともに音楽治療をも受けることができる。これによって、脳神経を回復し、ストレスの解消及び疲労の改善という効果が得られる」と記載されている。

北京高級人民法院は、「本件特許発明の周波数スペクトル治療器の治療効果は、構成要件(7)がなくても影響されることはない。当該構成要件(7)の存否は本件特許の技術方案の完全性に影響を与えていない」と認定し、構成要件(7)を不必要な技術的特徴であるとし、侵害を認めた。

3. 2 WTO加盟に向けて行われた法制度の調整段階

特許制度が導入された初期段階において、特許侵害訴訟のクレーム解釈に余計指定原則が適用されることは出願人又は代理人の明細書を起案する経験の不足から生ずる特許権の合理的保護に与えた不利益を少なくするために積極的な役割を果たしてきた。しかし、余計指定原則を認めることは、特許権の法的安定性にマイナスの影響を与えることになり、それを中国の特許侵害訴訟のクレーム解釈に認めるべきかに関し、学説上異なる見解が存在していた。

一つの見解は、「独立クレームに記載されている構成要件は、その発明の目的及び効果を実現するのに必要か否かに関係なく、特許法の規定に依ってすべてを必要な技術的特徴と認定すべきである。被疑侵害品が独立クレームに記載されている構成要件を欠落して実施すれば、オール・エレメント・ルールに依って非侵害と認定すべきである。特許権者の明細書作成時に生じた欠陥は裁判を通じて救うものではない」としている。

一方、「クレームの解釈及び特許発明の保護範囲の確定は、衡平の原則に依って行われなければならない。わが国は先願主義を採用しており、そのため出願人が発明を完成後急いで明細

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

書を作成して出願する傾向がある。第三者は、その公開又は公告された明細書を時間をかけて検討したのち、その発明の目的を達成するのに必要でない構成要件を省いて実施することは難しいことではない。この場合、侵害と認定しないと、発明への保護が容易に免れる結果になりかねない」との見解もある。

以上の議論を背景に、特にWTO加盟に伴う国際ハーモナイゼーションへの整合性をも考慮に入れて、中国の法院は、2000年頃より、余計指定原則を認める要件を明らかにしながら慎重に運用する姿勢に変わり始めた。その要件は、1) 余計指定原則の適用は法院の職権によるものではなく、特許権者の申立によらなければならない、2) 欠落している構成要件は「不必要な技術的特徴」である場合に限って適用される。また、上記要件2)の「不必要な技術的特徴」であるか否かの認定は、以下の事由を考慮に入れるべきとされている¹¹⁾。

① その構成要件は、独立クレームに記載されているが、その構成要件による作用及び機能が明細書において詳細に説明されていない場合、不必要な技術的特徴であると認定してはいけない。

② その構成要件は、特許発明の目的の実現、技術的課題の解決、発明効果の達成に欠くことができないものであるか否か。即ち、その構成要件が外された場合においても、特許発明は依然としてその発明の目的を実現又は実質的に実現でき、発明の効果を達成できるか否か。

③ その構成要件は、発明の従来技術に対する新規性、進歩性を主張するための特徴であるか否か。

④ その構成要件は、権利者の権利取得過程及び維持過程において必要な技術的特徴であると主張されたことがあるか否か(包装禁反言の対象)。

欠落している構成要件は上記事由①ないし④

のいずれかに該当すれば、その他の事由を考慮しなくても、直ちに余計指定原則の適用が認められないと結論できるとされている。その典型的な事例として、「アルカリ塩化土壌調整剤」特許侵害事件、「建築装飾接着剤」特許侵害事件がある¹²⁾。

(1) 事例1

「アルカリ塩化土壌調整剤」特許侵害事件

本件特許の独立クレームには(1)～(4)の構成要件が記載されている。被疑侵害品は、構成要件(3)(即ち、1.3%～1.7%の硫酸亜鉛又は硫酸銅)が欠けている。明細書の詳細な説明に、「本発明は農業アルカリ塩化土壌を整備するアルカリ塩化土壌調整剤及びその製造方法を提供し、アルカリ塩化土壌を耕作土壌に改良し、アルカリ塩化土壌であっても耕作できることを目的とする」との記載がある。

第一審法院は、「明細書の詳細な説明及び権利取得過程及び維持過程において、原告(権利者)はこの構成要件(3)の機能、作用について何らの説明もしていない。即ち、構成要件(3)はアルカリ塩化土壌を耕作土壌に改良する本件発明の目的の達成において重要な役割を果たしていないことについて説明が見当たらない。よって、明細書の開示に基づき、構成要件(3)を本件特許発明の不必要な技術的特徴であると認めることができない。」と判示し、侵害を否定した。

第二審(終審)法院は、「権利者に提出された公知技術によれば、硫酸亜鉛又は硫酸銅は主に農作物の肥料として使われ、土壌を改良する機能がないことを認める。しかし、明細書の詳細な説明に1.3%～1.7%の硫酸亜鉛又は硫酸銅という構成要件の作用効果に対し、何らの記載も存していない。法院は、従来技術に硫酸亜鉛又は硫酸銅は主に農作物の肥料として使われ、土壌を改良する機能がなく、本件発明の目的と

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

合致する構成要件でないとの理由だけで、直ちに1.3%～1.7%の硫酸亜鉛又は硫酸銅という構成要件は不必要な技術的特徴であると結論することができない」と判示している。

本件では、法院は1.3%～1.7%の硫酸亜鉛又は硫酸銅という構成要件が必要な技術的特徴であるか否かを認定する時に、上記要件2)の事由①に該当するだけで、その他の事由を考慮することなく、直ちに侵害を否定している。

(2) 事例2

「建築装飾接着剤」特許侵害事件

本件特許の独立クレームでクレームされている建築装飾接着剤の成分重量比は、(A) 12～40のポリスチレン、(B) 15～30の有機溶剤、(C) 2～10の添加剤、(D) 40～70の充填物及び(E) 0.2～2の香料となっている。被疑侵害品は、香料である構成要件(E)が欠けていると技術鑑定によって証明されている。

第一審法院、第二審(終審)法院ともに、「本件特許発明の公告公報では、独立クレームに香料が含まれている。特許権者は特許侵害訴訟において、公告された独立クレームに基づいてその保護範囲を確定するのではなく、独立クレームに記載されている技術的特徴の一つ(香料)を除いて解釈すべきと主張している。これは、特許の保護範囲を拡大して解釈することになり、公衆にとって不均衡である。よって、この主張を認めることができない」と判示している。

ただし、上記二つの事例はすべて北京市高級人民法院が下した判決であり、他の地方の人民法院では必ずしも上記のような基準で運用されているとは限らない。例えば、本件最高人民法院判決の原審である「遼寧省高級人民法院(2004)遼民四知終字第67号民事判決」では、余計指定原則の適用が認められ、特許侵害が是

認されている。

4. 本件最高人民法院判決の今後の中国における余計指定原則の運用への影響

最高人民法院は、本件最高人民法院判決を通じて、「余計指定原則」を特許侵害訴訟のクレーム解釈に安易に適用することに賛成しない、との立場を明確に表明した。これは、過去20年出願人又は代理人の明細書を起案するスキルが一定のレベルまで上達してきた背景がある一方、中国の特許侵害訴訟のクレーム解釈は特許権者に有効な合理的保護を提供するとともに、公衆が自由に実施できる技術を確認し易くすることにより法的安定性が図れるような権利解釈を行うべき、と表明する意図もあったと考えられる。この判決を契機として、今後の中国の特許侵害訴訟のクレーム解釈において、余計指定原則が適用され、侵害を肯定する判決は以前より少なくなると予想される。

ただし、この判決があるから、中国は今後「余計指定原則」を特許侵害訴訟のクレーム解釈に適用することを完全に否定する傾向にあると結論するのはまだ早計であると思う。

本件最高人民法院判決では、再審申立人は、筒底壁層の構造が本件実用新案の必要な技術的特徴であることを主張するために、前記3. 2節で挙げられている要件2)の事由①ないし事由④に該当すると主張、立証しているのに対し、最高人民法院は単に「本件実用新案では、一つの独立クレームしかない、その独立クレームには筒底及び筒管の壁層構造がそれぞれ明確に定義されている。従って、再審被申立人の「筒底壁層の構造は本件実用新案の必要な技術的特徴ではない」という主張は認めることができない。本件実用新案の独立クレームに記載されている内容はすべて必要な技術的特徴である。」と述べ、再審申立人の主張に対し、直接答えていな

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

い。余計指定原則を適用しないと判断する場合において、単にその欠落している構成要件が独立クレームに明確に記載されているだけで、直ちにそれは発明又は実用新案の必要な技術的特徴であると認定すべきか、或いは前記3. 2節で挙げられている要件2) の事由①ないし④に該当する場合のみに必要な技術的特徴であると認定すべきか、本件最高人民法院判決の認定だけでは、まだはっきりとした結論が出されていないと思われる。

また、前記3. 1節で述べた中国で余計指定原則が適用される法的根拠となっている中国専利法実施細則二十一条二項及び司法解释2001 (21号) の17条1項は、本件最高人民法院判決後でも有効な条項として存続されている。これらの条項に改正がない以上、独立クレームに記載されている構成要件は、発明又は実用新案が解決しようとする技術的課題に基づき不必要な技術的特徴であると認められた場合、余計指定原則が適用される余地はまだ残されているのではないかと考えられる。

従って、中国の特許侵害訴訟に余計指定原則の適用が完全に否定される傾向にあるか否かは、今後の中国の各審級法院の裁判例及び最高人民法院の司法解释に注目すべきところであろう。

注 記

- 1) 不完全利用とは、特許請求の範囲に記載されている構成の一部が欠落している実施を指し、オール・エレメント・ルールを適用すれば、非侵害となるが、その欠落が特許発明の技術思想との相違をもたらすものではなく、単に特許権侵害の責めを回避するための改変にすぎない、と認められるような場合、不完全利用の原則を用いて特許権の保護範囲に属すると結論する法理であると定義されている。不完全利用の原則は、均等論と別の概念で捉えるべきか、或いは均等論の一種と考えるべきかに関し異なる見解があるが、いずれにしろ、均等の法理と同様に、発

明の実質に着目して、形式的差異のみに着目することにより生じる不均衡を避けるための法理として、各国のかつての特許侵害訴訟のクレーム解釈において注目されていたトピックであった。

- 2) 程永順「特許侵害裁判におけるいくつかの主な原則の運用」
知識産権訴訟研究 北京市高級人民法院民三庭編 pp.3-14 (2003) 知識産権出版社
- 3) 劉 輝「余計指定原則の適用」
知識産権訴訟研究 北京市高級人民法院民三庭編 pp.27-32 (2003) 知識産権出版社
- 4) 黒瀬雅志「中国における特許権の保護範囲の解釈」
知財管理 Vol.52 No.8 pp.1111-1126 (2002)
「しかしながら、本論文で検討したように、中国の保護範囲の解釈基準は余計指定原則、公知技術抗弁原則など中国に特有の考え方がみられるが、均等論を含むその他の解釈基準については、米国、ドイツなどの解釈実務をよく研究し、その理論を採用していることが分かる。」
- 5) 本件最高人民法院判決は最高人民法院が裁判監督手続を通じて遼寧省高級人民法院の終審判決に対し、2005年度の第1号再審案件として下した再審判決である。不公正な判決を是正する目的で、中国の裁判制度上、裁判監督手続という独特の再審制度が設けられている。
- 6) 中国専利法逐条解説「日本語訳」 pp.161-163
本田国際特許事務所 日中知的所有権センター
「中国の特許制度を振り替えてみると、1898年、光緒皇帝が維新派の進言を受け入れ、「振興工芸給奨章程」を頒布し、発明を奨励する政令を下したことがある。その後、1949年に社会主義の新中国が誕生した初期段階、発明に特許証書または発明証書を付与する制度も採用したことがある。しかし、社会主義の推進とともに私有経済がなくなり、上記特許証書または発明証書を付与する制度も次第に廃止され、代わりに1963年に「発明奨励条例」が生まれた。この時点では、特許制度の発明者に独占権を与える機能が発明を奨励する制度に変わった。そして、1978年より、社会主義現代化建設と改革開放政策を効果的に実行するために、改革開放政策の一環として、特許制度導入の必要性に関して本格的な議論が行われた。中国専利法は、日本、アメリカ、ドイツ等を含めた諸外国の特許制度を5

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

年間に亘って繰り返し研究，議論された結果として，ドイツ法の影響を最も受けているヨーロッパ特許条約の立法体系を継受して，1984年3月12日に全国人民代表大会常務委員会の認可を得て，1984年4月1日より施行されたものである。」

7) 工業所有権法逐条解説 [第14版]

特許庁編 pp.109-110 発明協会

- 8) 「独立クレームは，発明又は実用新案が解決しようとする技術的課題に必要な技術的特徴を記載しなければならない（中国専利法実施細則第二十一条二項の抜粋），そして，特許権の保護範囲は，クレームに明確に記載されている必要な技術的特徴によって確定された範囲を基準とする（司法解釈2001（21号）17条1項の抜粋）」との規定は，中国に特有なものであると言われている。実務上，特許審査の場面においては，上記中国専利法実施細則第二十一条二項に基づき，独立クレームは必要な技術的特徴が欠けているとの拒絶理由がよく出されている。そして，クレーム解釈の場面においては，独立クレームに記載されている構成要件が不必要な技術的特徴であると認められた場合，本論文で取り上げた余計指定原則が適用されてきた。

- 9) 例えば，「電気フライパン」特許侵害事件，「新型電気発熱体」特許侵害事件（第一審（1994）北京中知初字第1173号，第二審（1998）北京高知終字第24号）がある。これらの事例は，すべて1990年代に出された余計指定原則が適用された判決である。

10) 「周波数スペクトル治療器」特許侵害事件

第一審（1993）北京中経知初字第704号

第二審（1995）北京高知終字第22号

知識産権経典判決 北京市高级人民法院民三庭編 pp.38-51（2003）知識産権出版社

11) 前掲注3)

12) (1) 「アルカリ塩化土壌調整剤」特許侵害事件

第一審（2001）北京二中知初字第211号

第二審（不明）北京高知終字第（不明）号

専利権紛争事件に関する法官評釈 程永順主編 pp.54-65（2003）知識産権出版社

(2) 「建築装飾接着剤」特許侵害事件

第一審（1999）北京一中知初字第104号

第二審（2000）北京高知終字第35号

知識産権経典判決 北京市高级人民法院民三庭編 pp.92-102（2003）知識産権出版社

（原稿受領日 2005年10月31日）